

## 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に係る 神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱いについて

### (趣旨)

- 1 この基準は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ意見を述べることにより、建築審査会の意見聴取手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

### (建築審査会の意見)

- 2 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第25条に基づく建築物の敷地面積の制限に適合しない建築物で、下記3に該当する場合には、「特に支障がない」という条例第32条第1項による意見があったものとして処理する。

### (意見の対象)

- 3 次のいずれかに該当するものを、意見の対象とする。
  - (1) 建築物の用途がバス停留所の上家であり、次の要件をすべて満たすもの。
    - (ア) 設置場所  
有効残幅員が2m以上（自転車歩行者道にあつては3m以上、自転車歩行者専用道にあつては4m以上）確保できる歩道、駅前広場の島式乗降場等とし、当該歩道部分の使用について、所有者及び管理者と協議が終了していること。
    - (イ) 形態  
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
    - (ウ) 規模  
上家の階数は1、幅は2m以下、長さは10m以下、高さは路面から2.5m以上、及び、壁面の面数は3面以内であること。  
ただし、壁面を有しない場合は、上家の階数は1、長さは10m以下、高さは路面から2.5m以上であること。
    - (エ) 構造  
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
  - (2) 道路管理者が設ける道路の付属物（道路法第2条第2項）である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。
    - (ア) 形態  
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
    - (イ) 規模  
建築物の階数は1であること。
    - (ウ) 構造  
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(3) 自動車専用道路内等に設ける有料道路の料金徴収所（ブース、ゲート及び安全通路を含む）で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。

(ア)形態

建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

**(建築審査会への報告)**

4 特定行政庁は、3による意見を得て許可した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

## **附則**

(施行期日)

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。